

防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則について

1 趣 旨

防衛庁の省移行に伴い、これまで内閣府令で規定していた公益法人の設立及び監督について、新たに防衛省令を制定するもの。

2 概 要

防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督について必要な次の事項を定める。

(1) 設立許可の申請の方法

(2) 次の事項の義務付け

① 設立登記完了の届出

② 事業計画書及び収支予算書の提出

③ 事業計画書及び収支予算書の変更の届出

④ 事業状況等の報告

⑤ 登記事項変更の届出

⑥ 監事の届出

⑦ 書類及び帳簿等の備付け

⑧ 解散の届出

⑨ 清算終了の届出

(3) 定款又は寄附行為の変更認可の申請の方法

(4) 防衛大臣は、公益法人に対し報告・資料の提出を求め、その職員をして公益法人の業務・財産の状況を検査させることができること。

(5) 残余財産の処分許可の申請の方法

(6) 書類の提出部数

3 施行期日

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 19 年 1 月 9 日）